

## 意見陳述書

平成 19 年 2 月 7 日

東京地方裁判所民事第 38 部 A 1 係 御中

原告番号

中司 恭

私は今年 70 歳をむかえます。中学時代にラジオ作りに興味をもち、その延長としてアマチュア無線に興味を持ってからいままで情熱を傾けてまいりました。サラリーマンから足を洗った現在、アマチュア無線はいまや自分の生活の中心になっております。いわばこの道に再入門したわけですが、少年時代とは異なる観点から、アマチュア無線というものの本質的な部分が改めてよくわかってきたような気持ちがしております。ここではそのなかで、これからの日本社会のあり方に関連して私見を述べさせていただきます。

アマチュア無線というものの表面的な活動は無線を通じて他人と通信をすることにありますが、それだけではインターネットによる通信などと比較した場合、その価値を明確に示すことはできません。現在、インターネットを基盤とするシステムは、キーボードさえ操作できれば相手と通信できることが常に約束されております。すなわち、すべての準備が確定された完成品であり、そのゆえにそれを利用する個人は、常に受動的な立場に置かれます。それに対してアマチュア無線にはそのような約束がありません。機器をすべて自分で操作するという試練、それに要求される技術的知識の習得、電波伝搬の状況、リアルタイムであるがために考慮しなければならない相手方の生活環境や時差、言語習慣、などなどからくる制約を自分ひとりの努力によって克服してはじめて目的が達成される。すなわち、個人は常に能動的な立場に立ちます。すなわち、アマチュア無線が持つ本質的な意義は、現在の確定的な通信手段とくらべたとき、その不確定性とそれに対する個人の挑戦という図式にあると考えます。

アマチュア無線の通信手段はモールス信号から電話、テレタイプ、テレビなど多様であり、媒体としての電波も中波帯からマイクロウエーブまで、通信方法にしても見通し距離通信から月面反射まできわめて多彩なフィールドがあります。したがってそれを使いこなす知識と技量がそれぞれの段階を通じて要求されますが、これは単なる経験や体力だけによって得られるものではなく、科学的背景にたって論理的に追及し、自分のものにすることによってのみ達成されるものです。すなわちアマチュア無線という趣味はその前提として厳しい知的開発と実践の苦勞を要求する、教育効果を内在するものだと思います。

アマチュア無線の先進国であるアメリカでのハム、すなわちアマチュア無線家たちの社会貢献に対する努力はいろいろな分野に及んでいますが、その重要なひとつが青少年の技術分野への誘導であります。専門的な教育は学校が引き受けるとしても、技術への興味をめざめさせ、同時に自己の可能性への挑戦というさらに大きなインパクトを与えるというアマチュア無線が持つ内生的な教育効果ということは、青少年の理科離れや反社会性が憂慮されている今日、非常に意味のあることだと考えます。

私があげたい第二点は社会への貢献ということにあります。非常時における緊急通信手段の確保ということでは、無線通信の持つ重要性はあきらかであり、その一翼としてアマチュア無線が利用される機会は多く、訴状にも多くの実例があげられておりますが、私は身体障害者や高齢者など社会的弱者に対する貢献という点を強調いたします。アメリカのハムと交信をしていると、相手が不自由のある高齢者や、車椅子で日常の動作が制限されている、あるいは目の見えない人たちであることがしばしばあります。日本でもそのような方はいらっしゃると思いますが、まだ数はあまり多くはありません。インターネット先進国でもあるアメリカにおいても、社会的に疎外されやすい人たちが外部との連帯感を持ち続ける上で有効かつフレンドリーな手段としてアマチュア無線が衰えていないのは、前に述べましたように単なるシステムの受動的利用者としてではなく、個々の立場に立って能動的な参加が可能であり、人々のモチベーションを高揚できるからではないでしょうか。現在、わが国が直面している高齢化社会において、自己挑戦というモチベーションはますます重要なことになるであろうし、社会的弱者とされる人々に夢を与える有効な手段として、アマチュア無線の存在が重視されてよいのではないかと思います。

さてこのような貢献をしているアマチュア無線ですが、今回のPLC解禁によって、貢献どころか近隣に対する加害者の立場に立たされるかもしれないという危機に直面しています。すなわち、アマチュア無線局の近くに設置されたPLC機器が、ハム局の電波を勝手に受信して動作しなくなる、ということがわれわれの実験によってあきらかにされてきたのであります。ハム局の出す電波の質は法に定められており、機器メーカー各位やハム自身の努力によってその規定を完全に満たしております。したがってこのことが法律違反に問われることはないにしても、近隣との関係悪化は必定であり、社会との両立、そして貢献をめざしているわれわれにとって著しい心理的負担を強いるのはあきらかであります。

ここでのべましたように、社会への重要な貢献を果たすことのできるアマチュア無線の活動が、このように準備不十分な機器や誤った判断によって妨げられることのないよう、PLC解禁に関しての再考を強く要請いたしたいと考えます。